

秋田市斎場清掃業務委託仕様書

第1 委託業務の概要

1 委託名

秋田市斎場清掃業務委託

2 委託の目的

秋田市斎場（屋外を含む）の清掃を行うもの

3 委託（履行）場所

秋田市外旭川字山崎537番地

秋田市斎場

4 委託（履行）期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

第2 委託業務の内容等

1 委託業務の実施要領

(1) 対象業務

ア 日常清掃業務

イ 定期清掃業務（窓ガラスおよび屋外を含む）

(2) 業務日

1月1日を除く毎日

(3) 業務内容

別紙「清掃基準表」、「清掃概要」および「清掃図面」のとおり

(4) 業務時間

ア エントランスホール等 午前8時30分から午前9時30分まで

イ その他 午前9時00分から午後5時00分まで

※その他のうち火葬関係部分および待合関係部分については、当日の火葬スケジュールに基づき、本市と協議のうえ決定するものとする。

(5) 業務サイクル（定期清掃業務）

ア 床面洗浄 随時

イ ビニール床ワックス掛け 2か月に1回

ウ カーペット等クリーニング 6月、10月の第2火曜日

エ 外部窓ガラス清掃 4か月に1回

オ 内部窓ガラス清掃 2か月に1回

カ 2階ガラス手すり 月1回

キ 屋外清掃 週1回

※ウを除き、事前に業務実施日を本市に口頭で報告すること。

(6) 廃棄物の集積等

廃棄物は、家庭ごみと資源化物に分けて収集し、本市が指示する場所に毎日集積すること。

2 事前準備

(1) 契約締結時に、労働環境報告書とともに、業務責任者および業務担当者（以下「業務関係者」という。）の氏名ならびに保有資格のほか、業務責任者の電話番号を記載した業務関係者名簿（業務責任者についての技能検定に合格したことを証する書面又は建築物環境衛生管理技術者免状および厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了したことを証する書面の写し（以下「書面の写し」という。）を添付。）を提出すること。

(2) 業者控室を使用する必要がある場合は、契約締結時に行政財産使用許可申請書を提出すること。

3 業務責任者の指定および業務担当者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定で、ビルクリーニング職種（等級の区分が1級又は単一等級のものに限る。）に係るものに合格した者又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者を業務責任者として指定するとともに、研修を修了した者（年度内に修了予定の者を含む。）を業務担当者として選任すること。

なお、業務時間中は、業務担当者2名以上が場内に常駐すること。

また、契約期間中に業務関係者を変更した場合は、遅滞なく業務関係者名簿（業務責任者の変更の場合は、書面の写しを添付。）を提出すること。

4 服装等

(1) 業務関係者は、業務に適した服装および履物で業務を実施すること。

なお、斎場という施設特性に鑑み、会葬者等に配慮したものとすること。

(2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行うこと。

5 安全管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行うこと。

6 経費負担

(1) 本市の負担とするもの

ア 水道、電気料等の光熱水費

イ 手洗い用石鹼液、トイレトペーパー等の衛生消耗品

(2) 受託者の負担とするもの

清掃に必要な資機材および資機材で使用する各種消耗品

7 業務完了報告書等

毎日、実施した作業内容等を清掃日誌に記載し提出すること。また、1か月単位で業務完了報告書を作成し、翌月5日までに提出すること。

8 委託料の支払

業務の完了を確認するための検査に合格したときは、請求に基づき、請求を受理した日から起算して30日以内に、契約金額を3で除して得た額（1年度分の委託料）をさらに12で除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、各年度の初回月で調整）を支払うものとする。

第3 契約に当たっての留意事項

1 委託業務の内容の変更

本市は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができることとする規定とともに、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、本市と受託者が協議して書面により定めるものとする条項を契約書に盛り込む予定である。

2 再委託等の禁止

受託者は、業務の実施に当たり、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととする規定とともに、あらかじめ本市の承諾を受けた場合に限り、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする条項を契約書に盛り込む予定である。

3 秘密の保持

受託者は、業務遂行に当たって知り得た秘密を第三者にもらしてはならないこととする規定のほか、業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関し本市が定める「個人情報取扱特記事項」、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に定める事項を遵守しなければならないこととする条項を契約書に盛り込む予定である。

4 予算の削減等による変更又は解除

契約締結年度の翌年度以降において本市の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があったときは、本市は、この契約を変更し、又は解除することができる旨の条項を契約書に盛り込む予定である。

第4 その他

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、別途指示があるまでの間は別紙「新型コロナウイルス感染症に関する市有施設の消毒方法について（令和2年3月秋田市保健所作成）」に準拠して消毒等を行うこと。

2 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書 平成30年版」によること。
- (2) 本仕様書の記載に疑義がある場合等は本市と協議すること。

新型コロナウイルス感染症に関する市有施設の消毒方法について

令和2年3月

秋田市保健所

1 新型コロナウイルス感染症の感染経路

(1) 飛沫感染

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。

(2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳で手で押さえた後、自らの手で周りの物に触れると感染者のウイルスが付きます。未感染者がその部分に接触すると感染者のウイルスが未感染者の手に付着し、その手で口等に触れることにより感染者に直接接触しなくても感染します。

2 市有施設内の消毒方法について

日常的な消毒作業および新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」と言う。）が庁内で発生した後の消毒作業の際には、十分に換気しながら、消毒用エタノールのほか、次亜塩素酸ナトリウムを使用して物品等の表面を拭拭してください。

消毒薬	場所	対象	方法
消毒用 エタノール または 次亜塩素酸 ナトリウム (0.05%)	居室 (事務室等)	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、テーブル、イス、電話機、パソコンのキーボード等	雑巾やペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭き、自然乾燥させる。 濡れている場合には水分を拭き取った後、雑巾やペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭く。 ※作業後の消毒液や水は、トイレの汚水槽に排水してください。
	浴室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ等	
	トイレ	流水レバー、便器のフタ等	
	共有部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共有のトイレや給水場所の蛇口、電話機等	

(1) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒液（0.05%）の作り方

- ・バケツに漂白剤（「キッチンハイター」や「ブリーチ」等の塩素系漂白剤）をカップ1杯分（約20ミリリットル）入れる。
- ・水2リットルを加える。

(2) 次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点

- ・金属部位に使用した場合は、サビ防止のため、10分程度経ったら水拭きしてください。
- ・スプレーボトルでの噴霧はしないでください。
- ・漂白剤に記載されている「使用上の注意」をよく読んでから使用してください。

3 消毒作業を行う際の装備等について

(1) 日常的な消毒作業

- ・作業着やエプロン等漂白されても困らない服装、ゴム手袋
- ※日常的な消毒作業ででた廃棄物は、2重にしたごみ袋等に入れ、それぞれ封をした上で、通常どおりに一般の廃棄物として排出してください。

(2) 同感染症が発生した場所の消毒作業

- ・マスク、ゴム手袋、ガウンまたはエプロン
- ※新型コロナウイルス感染症が発生した場合の消毒作業に必要な装備品は、防災安全対策課で準備します。
- ※同感染症が発生した場所の消毒作業で使用した雑巾や装備品は、作業の都度、使い捨てとしてください。
- ※同感染症が発生した場所の消毒作業ででた廃棄物は、日常的な消毒作業ででた廃棄物と同様の方法で処理した上で、各々の施設管理担当に連絡し、指定された場所に排出してください。

秋田市斎場業務委託 清掃基準表

項目		日 常 清 掃 業 務															定 期 清 掃 業 務								
		床の掃 き拭き	紙屑等 の処理	真空掃 除機	什器等 の清掃	壁面清 掃	手摺拭 き掃除	流し台 の掃除	茶殻の 処理	衛生陶 器清掃	洗面台 清掃	石鹼液 等補給	金属空 拭き	巾木拭 き掃除	マット の清掃	排水設 備清掃	汚物搬 出処理	床面洗 浄	ワックス 掛け	カー ペット 等清掃	窓ガラ ス磨き	掃き掃 除等			
1階	エ ン ト ラ ン ス ホ ール 等 ス	(1) エントランスホール・サブエント ランスホール	硬質床	毎	毎		毎	毎					毎	毎	毎			適							
		(2) 告別ホール（水場を含む）	〃	毎	毎		毎	毎						毎	毎	毎			適						
		(3) EVホール	〃	毎			毎	毎						毎	毎	毎			適						
		(4) 男子トイレ・女子トイレ（奥側）	弾性床	毎	毎	適	毎	毎	毎			毎	毎	毎	毎			毎	適						
	火 葬 関 係 部 分	(5) 告別室1・収骨室1・収骨準備室	硬質床	毎		適	毎	毎						毎	毎				適						
		(6) 告別室2・収骨室2・収骨準備室	〃	毎		適	毎	毎						毎	毎				適						
		(7) 告別室3・収骨室3・収骨準備室	〃	毎		適	毎	毎						毎	毎				適						
	事 務 関 係 部 分	(8) 事務室（応接・更衣室・湯沸室を 含む）	繊維床	毎	毎	毎	毎	毎		毎	毎			毎	毎		毎		適						
		(9) 多目的トイレ・男子トイレ・女子 トイレ（事務室側）	弾性床	毎	毎	適	毎	毎	毎					毎	毎			毎	適						
		(10) 更衣室	繊維床	毎		毎	毎	毎						毎	毎				適						
		(11) 廊下1・2	弾性床	毎		適	毎	毎						毎	毎				適	◎					
		(12) 廊下3	硬質床	毎		適	毎	毎						毎	毎				適						
		(13) 霊安室	〃	毎		適	毎	毎						毎	毎				適						
		(14) 監視室	繊維床	毎	毎	毎	毎	毎						毎	毎				適						
		(15) 作業員控室	弾性床	毎	毎	適	毎	毎		毎	毎				毎	毎	毎	毎		適					
		(16) 階段（事務室側）	〃	毎		適		毎	毎						毎	毎				適					
		(17) エレベーター（事務室側）	〃	毎		適		毎							毎	毎				適					
2階	待 合 関 係 部 分	(18) 階段（奥側）	繊維床	毎		毎		毎	毎					毎	毎				適						
		(19) エレベーター（奥側）	弾性床	毎		適		毎	毎					毎	毎				適						
		(20) 待合室1～9	繊維床	毎	毎	毎	毎	毎		毎	毎			毎	毎		毎		適		□				
		(21) 待合ホール	〃	毎		毎	毎	毎						毎	毎				適		□				
		(22) EVホール	〃	毎		毎		毎						毎	毎				適						
		(23) 自販機コーナー	弾性床	毎		適		毎						毎	毎				適						
		(24) 廊下4～5	〃	毎		適		毎						毎	毎				適	◎					
		(25) 廊下6～10	繊維床	毎		毎		毎						毎	毎				適		□				
		(26) 廊下11	弾性床	毎		適		毎						毎	毎				適						
		(27) 多目的トイレ・男子トイレ・女 子トイレ	〃	毎	毎	適	毎	毎	毎			毎	毎	毎	毎			毎	適						
	(28) 業者控室	〃	毎	毎	適	毎	毎		毎				毎	毎		毎		適							
	(29) 授乳室	〃	毎	毎	適	毎	毎		毎				毎	毎		毎		適							
窓 関 連	(30) 外部窓ガラス																				☆				
	(31) 内部窓ガラス																				◎				
	(32) 2階ガラス手すり																				○				
屋 外	(33) 屋外車寄せ・構内駐車場																					週			

※凡例 毎：毎日実施 週：1週間に1回実施 ○：月1回実施 ◎：2か月に1回実施 ☆：年3回 □：年2回 適：適宜に実施

秋田市斎場業務委託 清掃概要

清 掃 箇 所	要 領
(1) エントランスホール・サブ エントランスホール	① 箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ② 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。
(2) 告別ホール（水場を含む）	③ 什器、窓台等の除塵を行う。 ④ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。
(3) E Vホール	⑤ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑥ マットを清掃する。 ⑦ 紙屑等の処理を行う。
(4) 男子トイレ・女子トイレ （奥側）	① 箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ② 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③ 什器等の除塵を行う。 ④ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤ 手摺の拭き掃除をする。 ⑥ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑦ 衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。 ⑧ 洗面台を清掃し、鏡を拭く。 ⑨ 手洗い用石鹼液、トイレットペーパーを補給する。 ⑩ 紙屑および汚物を搬出処理する。
(5) 告別室 1 ・収骨室 1 ・収骨 準備室	① 箒等を用いて床の掃き掃除をする。
(6) 告別室 2 ・収骨室 2 ・収骨 準備室	② 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。
(7) 告別室 3 ・収骨室 3 ・収骨 準備室	③ 什器等の除塵を行う。 ④ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(8) 事務室（応接・更衣室・湯 沸室を含む）	① 真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ② 汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③ 什器、窓台等の除塵を行う。 ④ 扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑥ 紙屑等の処理を行う。 【湯沸室】 ① 箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ② 汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③ 什器等の除塵を行う。 ④ 壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤ 茶殻等を処理し容器を洗浄する。 ⑥ 流し台と温水器の周辺、排水口を清掃する。 ⑦ 金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。

清 掃 箇 所	要 領
(9)多目的トイレ・男子トイレ・女子トイレ（事務室側）	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤手摺の拭き掃除をする。 ⑥金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑦衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。 ⑧洗面台を清掃し、鏡を拭く。 ⑨手洗い用石鹼液、トイレットペーパーを補給する。 ⑩紙屑および汚物を搬出処理する。
(10)更衣室	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(11)廊下1・2	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。
(12)廊下3	③什器等の除塵を行う。
(13)霊安室	④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(14)監視室	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③什器、窓台等の除塵を行う。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑥マットを清掃する。 ⑦紙屑等の処理を行う。
(15)作業員控室	【給湯部分】 ①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤茶殻等処理し容器を洗浄する。 ⑥流し台と温水器の周辺、排水口を清掃する。 ⑦金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(16)階段（事務室側）	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③壁面の手の届く範囲を清掃する。 ④手摺の拭き掃除をする。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(17)エレベーター（事務室側）	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③ボタン部の拭き掃除をする。 ④壁面、天井を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除、溝清掃を行う。

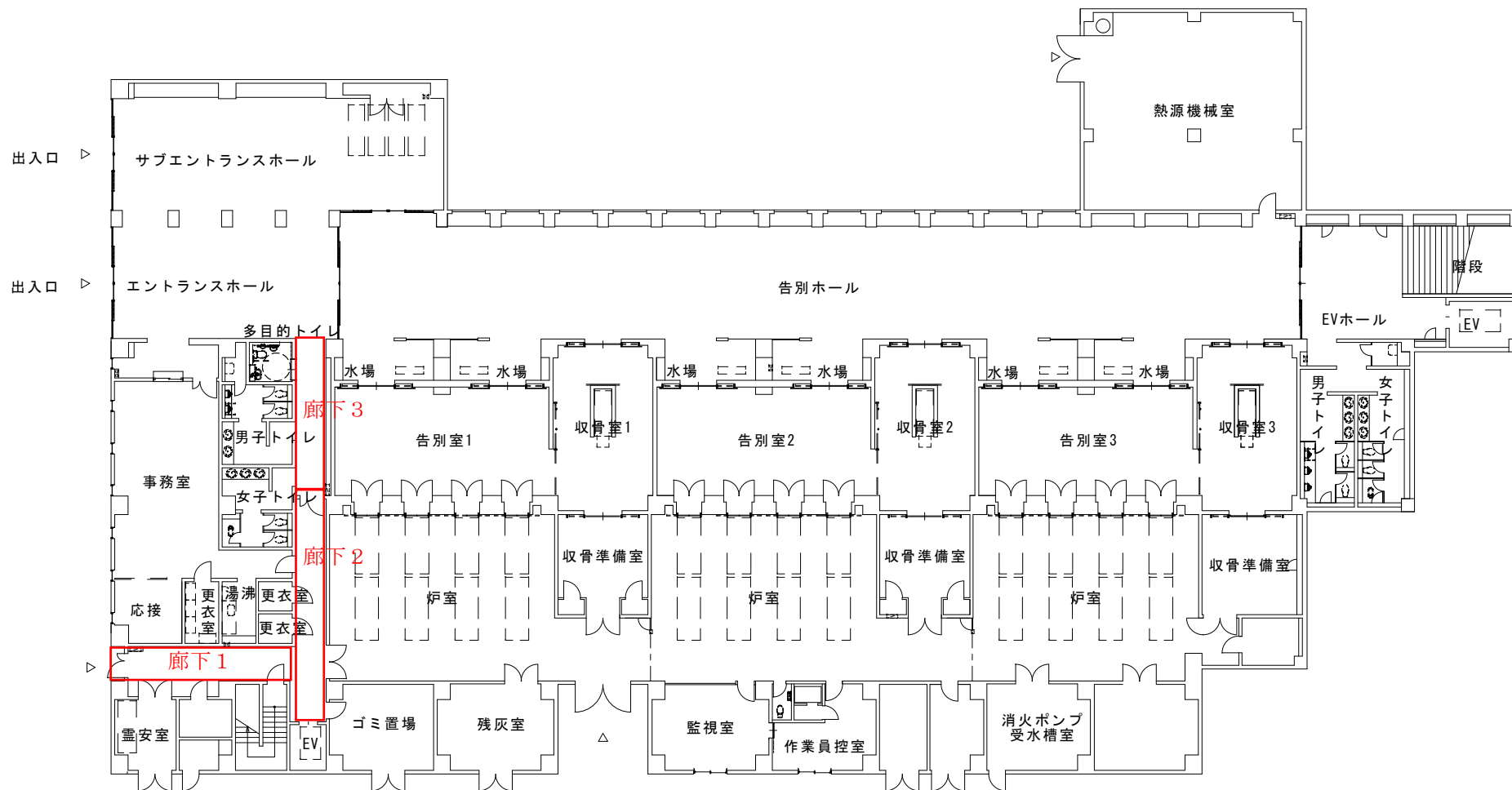
清 掃 箇 所	要 領
(18)階段（奥側）	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③壁面の手の届く範囲を清掃する。 ④手摺の拭き掃除をする。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(19)エレベーター（奥側）	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③手摺およびボタン部の拭き掃除をする。 ④壁面、天井を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除、溝清掃を行う。
(20)待合室1～9	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③什器の拭き掃除をする。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑥紙屑等の処理を行う。 【給湯部分】 ①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤茶殻等を処理し使用した什器を洗浄する。 ⑥流し台と温水器の周辺、排水口を清掃する。 ⑦金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(21)待合ホール	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③什器の拭き掃除をする。 ④壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(22) E Vホール	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。 ②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ③壁面の手の届く範囲を清掃する。 ④金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(23)自販機コーナー	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③壁面の手の届く範囲を清掃する。 ④金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。
(24)廊下4～5	①真空掃除機等を用いて床を清掃する。
(25)廊下6～10	②汚れの程度により、水溶性および油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。
(26)廊下11	③壁面の手の届く範囲を清掃する。 ④金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。

清掃箇所	要領
(27)多目的トイレ・男子トイレ・女子トイレ	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤手摺の拭き掃除をする。 ⑥金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑦衛生陶器類は中性洗剤で清掃する。除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用する。 ⑧洗面台を清掃し、鏡を拭く。 ⑨手洗い用石鹼液、トイレットペーパーを補給する。 ⑩紙屑および汚物を搬出処理する。
(28)業者控室	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器の拭き掃除をする。 ④流し台の周辺、排水口を清掃する。 ⑤扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑥金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑦紙屑等の処理を行う。
(29)授乳室	①箒等を用いて床の掃き掃除をする。 ②汚れや水滴などが付着した部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて拭き取る。 ③什器等の除塵を行う。 ④扉等壁面の手の届く範囲を清掃する。 ⑤流し台と温水器の周辺、排水口を清掃する。 ⑥金属部分の空拭き、巾木部分の拭き掃除を行う。 ⑦紙屑等の処理を行う。
(30)外部窓ガラス	①硝子用洗剤で汚れをとり、仕上げる。
(31)内部窓ガラス	①硝子用洗剤で汚れをとり、仕上げる。
(32)2階ガラス手すり	①拭き掃除を行う。
(33)屋外車寄せ・構内駐車場	①掃き掃除をする。必要に応じて散水する。 ②油の汚れは中性洗剤でとり除く。 ③排水溝および周辺の土砂をとり除く。

※材質等による留意事項

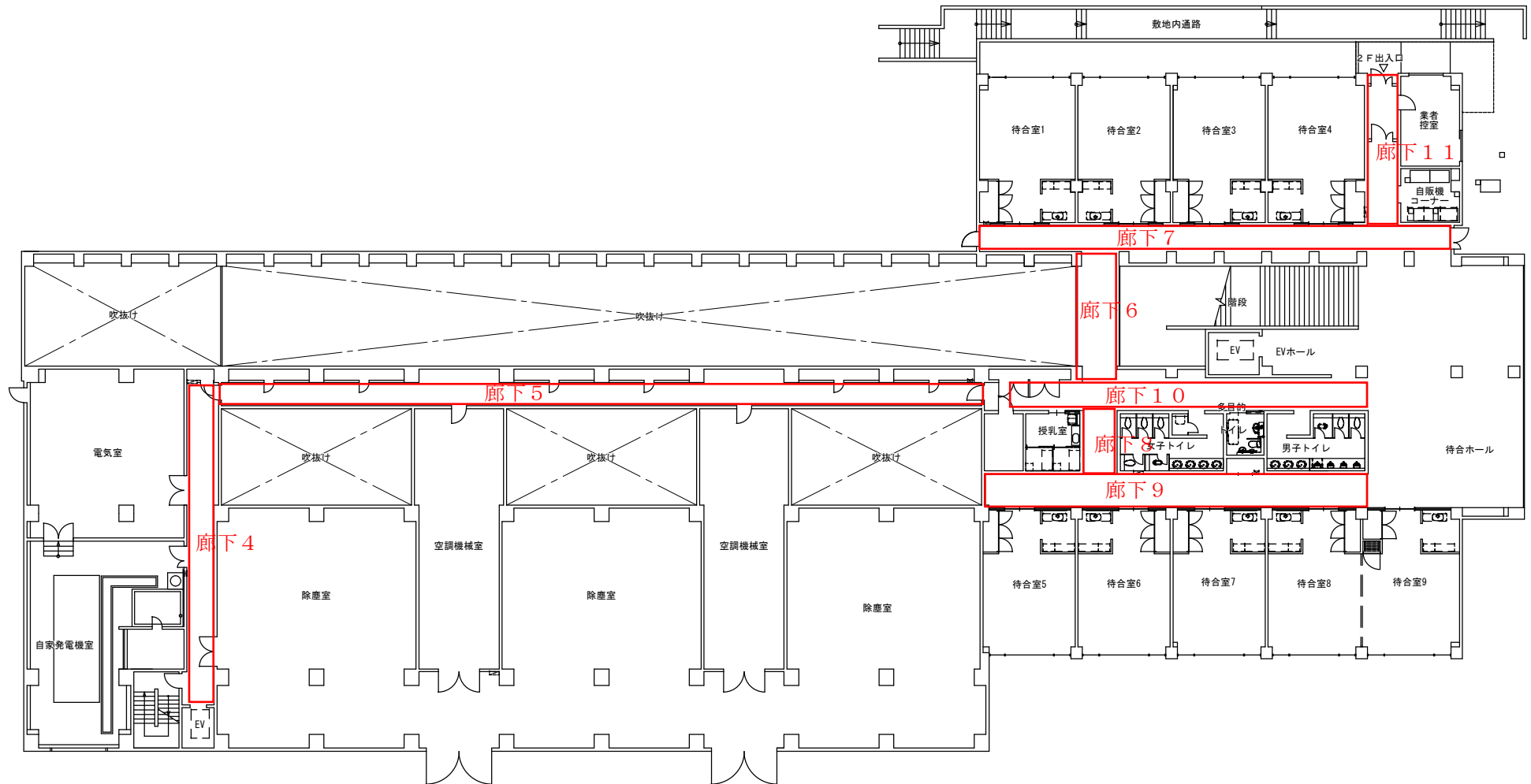
材質等	要領
木製箇所	①汚れ、埃をとる。 ②床維持剤等を塗り、仕上げる。
畳箇所	①埃をとり中性洗剤で汚れをとる。 ②水雑巾で拭き、さらに空拭きをする。
金属部分	①専用クリーナーで汚れをとり、乾布等で仕上げる。
天井・壁面	①天井用羽根ハタキ、ブラシ等で塵払いをする。 ②扉等壁面の汚れをとる。
給排気口	①水雑巾で塵をとる。 ②中性洗剤で汚れをとり、水拭き仕上げをする。

秋田市斎場清掃業務委託 清掃図面



1 階 平 面 図

秋田市斎場清掃業務委託 清掃図面



2 階 平 面 図

設 計 書

区 分	生 齋
委 託 番 号	第 1 号

課 長		課 長 補 佐		副 参 事		齋 場 長		設 計	設計担当者 生活総務課
-----	--	---------	--	-------	--	-------	--	-----	-------------

年 度	令和3～5年度	作成年月日		委託概要												
委 託 名	秋田市齋場清掃業務委託			秋田市齋場における清掃業務を委託するもの。												
委 託 場 所	秋田市外旭川字山崎537番地			1 日常清掃は防塵、水拭き他を含む。 2 定期清掃は窓扉枠及びガラス清掃と床面ワックス掛けとする。												
設 計 金 額				<table border="1"> <tr> <td>令和3年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	令和3年度			令和4年度			令和5年度			合計		
令和3年度																
令和4年度																
令和5年度																
合計																
財源（補助）区分	国 補 ・ 県 補 ・ （ 市 単 ）															
委 託 期 間	令和3年 4月 1日から 令和6年 3月 31日まで															

秋 田 市

内 訳 書

(1/2)

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
秋田市斎場清掃業務委託						
I 直接人件費						
1 日常清掃						
(1) 1階清掃		36	－ 月			明細書 第1-1号
(2) 2階清掃		36	－ 月			明細書 第1-2号
小 計						
2 定期清掃						
(1) 外部窓ガラス		9	－ 回			明細書 第2-1号
(2) 内部窓ガラス		18	－ 回			〃
(3) 2階ガラス手すり		36	－ 回			〃
(4) 1F廊下 1・2 ワックスがけ		18	－ 回			〃
(5) 2F廊下 ワックスがけ		18	－ 回			〃
(6) カーペットクリーニング		6	回			〃
(7) 屋外清掃		36	－ 回			明細書 第2-2号
小 計						
直接人件費 計						

秋 田 市

日常清掃(月額)

明細書 第1-1号

名 称	形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
(1) 1階清掃						
事務室・監視室・作業員控室 ・更衣室	毎日清掃	156.51	m ²			代価表 第1号 (繊維床)
1F廊下	〃	17.20	m ²			代価表 第2号(硬質床) 作業員控室を含む
エントランスホール(サブ共)	〃	209.20	m ²			代価表 第3号(硬質床) サブエントランスホールを含む
告別ホール	〃	448.40	m ²			代価表 第4号(硬質床)
告別室・収骨室 ・収骨準備室	〃	495.63	m ²			代価表 第5号(硬質床)
多目的・男子、女子トイレ	〃	41.98	m ²			代価表 第6号(弾性床)
霊安室	〃	13.90	m ²			代価表 第7号(硬質床)
計		1,382.82	m ²			

秋 田 市

日常清掃(月額)

明細書 第1-2号

名 称	形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
(2) 2階清掃						
待合室	毎日清掃	473.13	m ²			代価表 第8号 (繊維床)
待合いホール	〃	164.50	m ²			代価表 第8号 (繊維床)
エレベーターホール	〃	16.40	m ²			代価表 第9号 (硬質床) 1階エレベーターホール、エレベーター含む
2F廊下	〃	132.70	m ²			代価表 第10号 (繊維床) 階段含む
多目的・男子、女子トイレ	〃	53.65	m ²			代価表 第6号 (弾性床)
2F廊下	〃	5.90	m ²			代価表 第2号 (弾性床)
自販機コーナー・業者控室 ・授乳室	〃	46.99	m ²			代価表 第11号 (弾性床)
計		893.27	m ²			

秋 田 市

定期清掃

明細書 第2-1号

名 称	形状寸法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
窓ガラス清掃						
(1)外部窓ガラス		590.01	m ²			
(2)内部窓ガラス		178.52	m ²			
(3)2階ガラス手すり		7.80	m ²			
ワックスがけ						
(4)1F廊下 1・2ワックスがけ		45.60	m ²			(通路弾性床ビニール床面)
(5)2F廊下 ワックスがけ		186.50	m ²			(弾性床ビニール床面、機械室通路、階段含む)
カーペットクリーニング						
(6)2F待合室・待合ホール		637.63	m ²			(繊維床)

秋 田 市

定期清掃

明細書 第2-2号

名 称	形状寸法	員 数	单 位	单 価	金 額	摘 要
屋外清掃						
(7)屋外車寄せ		562.10	㎡			代価表 第12号
屋外車寄せ月当たり		5	回			月当たり清掃回数 5回

事務室・監視室等の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第1号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	繊維床					除塵
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						フロアマット除塵、ごみ収集、什器備品防塵および金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

1階 廊下の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第2号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	弾性床又は硬質床					除塵および部分水拭き
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

エントランスホール(サブ共)の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第3号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	硬質床					除塵および部分水拭き
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、ごみ収集、 什器備品防塵および金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

告別ホールの日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第4号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	硬質床					除塵
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、什器備品防塵および金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

告別室・収骨室・収骨準備室の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第5号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	硬質床					除塵および全面水拭き
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、扉部分拭き、水場拭き
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

多目的・男子、女子トイレの日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第6号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	弾性床					除塵および全面水拭き
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、扉部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充および汚物収集
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

霊安室の定期清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第7号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床定期清掃	硬質床					除塵および部分水拭き
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり(日常)						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

2階 待合室・待合いホールの日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第8号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	繊維床					除塵
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、什器備品防塵および金属部分除塵、 他
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

エレベーターホールの日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第9号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	硬質床					除塵
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

2階 廊下、階段の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第10号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	繊維床					除塵
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、手摺り拭き、金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

自販機コーナー・業者控室・授乳室の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第11号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
床日常清掃	弾性床					除塵および部分水拭き
	清掃員C		人			
床以外日常清掃						ごみ収集、什器備品防塵および金属部分除塵
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市

屋外清掃の日常清掃代価表(1㎡・月当たり)

代価表 第12号

名 称	形 状 寸 法	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
日常清掃						玄関廻り除塵および拾い掃き
	清掃員C		人			
計(100㎡・日当り)						
1㎡・月当たり						月当たり清掃日数:30.33日

秋 田 市